

京都市告示第 380 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第 15 条の 17 第 1 項の規定により、廃棄物が地下にある土地を指定区域として次のとおり指定します。

平成 17 年 11 月 9 日

京都市長 榊本 頼兼

1 指定区域

京都市北区大北山原谷乾町 107 番地 1, 107 番地 3, 107 番地 4, 107 番地 5, 107 番地 6, 107 番地 7, 107 番地 8, 107 番地 9, 107 番地 11, 107 番地 12, 107 番地 13, 107 番地 14, 107 番地 15, 107 番地 16, 107 番地 17, 107 番地 18, 107 番地 19, 107 番地 20, 107 番地 21, 107 番地 22, 107 番地 23, 108 番地 2, 108 番地 3, 170 番地 6 及び 170 番地 7

2 法施行規則第 12 条の 33 の規定による埋立地の区分

法施行令第 13 条の 2 第 3 号イ及び法施行規則第 12 条の 31 第 2 号

(環境局事業部廃棄物指導課)